

議案第 4 7 号

日進市都市計画税条例の一部改正について

日進市都市計画税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正に伴い、日進市都市計画税条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

地方税法を引用する条項について必要な規定の整理を行う。

日進市都市計画税条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
条 例 第 号

日進市都市計画税条例(昭和42年日進町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (法附則第15条第43項の条例で定める割合)	附 則 (法附則第15条第44項の条例で定める割合)
2 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 (法附則第15条第44項の条例で定める割合)	2 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 (法附則第15条第45項の条例で定める割合)
3 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	3 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
16 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第31項、 <u>第43項若しくは第44項</u> 、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。	16 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第31項、 <u>第44項若しくは第45項</u> 、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。